

I.産業廃棄物

1. 廃棄物の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号, 令和4年6月改正)では以下のよう
に定められています。「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃
酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをい
います(これらのうち、放射性物質及び放射性物質によって汚染されたもの、あるいは総合的に
判断して原材料等として有償で取引されることが明らかなものは、廃棄物の範囲から除かれま
す)。「産業廃棄物」とは、事業活動から生じたものであって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃
アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定めるもの、輸入された廃棄物(航行廃棄物、携帯
廃棄物を除く)をいいます。産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染症を有するものなどを「特
別管理産業廃棄物」とし、厳しい管理及び処理体系が定められています。

2. 産業廃棄物の分類

表1に産業廃棄物の種類、表2に特別管理産業廃棄物の種類について示します。

表1 産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物）

種類	内容
1 燃え殻	石炭殻、灰かす、焼却残灰、炉清掃掃出物など
2 汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程で生じる泥状のもので、有機性及び無機性ものすべてのもの。製紙スラッジ、ビルピット汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、排水処理汚泥、カーバイトかす、ソーダ灰かす、赤泥など
3 廃油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、切削油、洗浄油、絶縁油、溶剤類、タールピッチ類、硫酸ピッチ、タンクスラッジなど
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類など、すべての酸性廃液
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液など、すべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、すべての固形状・液状の合成高分子系化合物
7 紙くず	建設業、パルプ製造業、紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず、ポリ塩化ビフェニルを含む紙くず
8 木くず	建設業、木材・木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じる木くず、ポリ塩化ビフェニルを含む木くず
9 繊維くず	建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生じる天然繊維くず、ポリ塩化ビフェニルを含む天然繊維くず
10 動・植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生じる魚・獣のあら、醸造かす、発酵かす、あめかすなど
11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
12 ゴムくず	天然ゴムのくず（※合成ゴムは廃プラスチック類）
13 金属くず	鉄くず、ブリキ、トタンくず、切削くず、研磨くずなど
14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、せっこうボード
15 鉱さい	高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい、キューポラのノロ、不良鉱石、サンドブラスト廃砂、焼却灰の溶融固化物など
16 がれき類	工作物の除去などによって生じるコンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片、これに類する各種廃材など
17 動物のふん尿	畜産農業から生じる牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等のふん尿
18 動物の死体	畜産農業から生じる牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等の死体
19 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ポリ塩化ビフェニルを含む紙くず・木くず・繊維くず・金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
20 上記1～19に掲げる産業廃棄物を処理するために処理したもの	

表2 特別管理産業廃棄物

種類	内容	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油(引火点70°C未満の燃焼しやすいもの。) (関連事業) 紡績、新聞香料製造、衣料品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他	
廃酸 廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液 (関連事業) カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他	
感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、その恐れのある産業廃棄物(血液の付着した注射針、採血管など) (関連事業) 病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他	
特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等 ポリ塩化ビフェニル汚染物 ポリ塩化ビフェニル処理物	①廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油 ②ポリ塩化ビフェニルが染みこんだ汚泥* ③ポリ塩化ビフェニルが塗布、又は染み込んだ紙くず* ④ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ木くず、または繊維くず* ⑤ポリ塩化ビフェニルが付着、又は封入された廃プラスチック類、または金属くず* ⑥ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず* ⑦ポリ塩化ビフェニルが付着した、工作物の除去等に伴って生じたコンクリートの破片など ⑧廃ポリ塩化ビフェニル又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの *: 事業活動等発生物に限る。
	廃水銀等	①特定の施設において生じた廃水銀等 ②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 (関連事業) 電池製造、医薬・試薬・農薬製造、科学技術研究、その他
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材、及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの。大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業所の集じん装置で集められたものなど。
	有害産業廃棄物	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンまたはその化合物、1,4-ジオキサンが基準値以上含まれる、汚泥、鉍さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど
ダイオキシン類関係	① 廃棄物焼却炉である特定施設から生じたばいじん又は燃え殻関係(これらに含まれるダイオキシン類の量が1gにつき3ngを超えるものに限る。) ② 廃棄物焼却炉である特定施設(排ガス洗浄施設を有するものに限る。)排ガス洗浄施設から排出された汚泥であってダイオキシン類を含むもの(1gにつき3ngを超えるものに限る。)	

※この表に記載した特別管理産業廃棄物の具体例と関連事業は、代表的なものである

3. 特別管理産業廃棄物の判定基準

表3、4に示した基準を超えるものは特別管理産業廃棄物として扱う必要があります。

表3 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準(埋立処分)

昭和48年総令5号(平成29年環令11号改正)

項目	判定基準	項目	判定基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
水銀又はその化合物	0.005mg/L以下	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L以下	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L以下
有機リン化合物	1mg/L以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
六価クロム化合物	1.5mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
ヒ素又はその化合物	0.3mg/L以下	チラウム	0.06mg/L以下
シアン化合物	1mg/L以下	シマジン	0.03mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	チオベンカルブ	0.2mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	ベンゼン	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	セレン又はその化合物	0.3mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.5mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下	ダイオキシン類	3ngTEQ/g以下

※「検出されないこと」とは産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環告13号)による結果が定量限界を下回ることをいいます。

※ダイオキシン類は含有試験、他は溶出試験での物質の濃度とします。

※産業廃棄物を委託処理する場合、当該廃棄物の受け入れ先へ測定項目及び測定頻度の確認を行って下さい。

表4 ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について

令和元年10月11日(環循規発第1910112号 環循施発第1910111号)

対象	形態	卒業基準	PCB汚染物でないことの判断基準
廃油	含まれるもの	0.5mg/kg以下	同左
廃酸・ 廃アルカリ	含まれるもの	0.03mg/L以下	同左
廃プラ	付着し、又は封入されたもの	0.5mg/kg超のPCBが含まれた油が付着していないこと	同左
			含有濃度0.5mg/kg以下※
金属くず	付着し、又は封入されたもの	0.5mg/kg超のPCBが含まれた油が付着していないこと	同左
陶磁器くず	付着したもの	0.5mg/kg超のPCBが含まれた油が付着していないこと	同左
紙くず	塗布され、又は染み込んだもの	検液中の濃度が0.003mg/L以下	同左
			含有濃度0.5mg/kg以下※
木くず・ 繊維くず	染み込んだもの	検液中の濃度が0.003mg/L以下	同左
			含有濃度0.5mg/kg以下※
コンクリートくず	付着したもの	検液中の濃度が0.003mg/L以下	同左
汚泥	染み込んだもの	検液中の濃度が0.003mg/L以下	同左
			含有濃度0.5mg/kg以下※
その他		検液中の濃度が0.003mg/L以下	同左

※PCBを含む油が自由液としては明らかに存在していない場合に限る。

(備考)

1. PCB廃棄物の処理においては、処理物の判断基準の設定において考慮されているリスクの考え方が基礎となっているため、PCB汚染物等の該当性判断基準の設定についてはこの考え方を踏襲し、表4のとおり原則として処理物の判断基準と同じ数値をPCB汚染物等の該当性の判断基準とする。
2. 上記1.に加えて、例外的に、塗膜くずに代表されるようなPCBを含有する廃棄物であり、PCBを含む油が自由液(PCBを含む油が染み込み又は付着した廃棄物から、PCBを含む油が染み出し又は離脱して、液体状態として確認できるもの。)として明らかに存在していない場合については、PCBの含有濃度が0.5mg/kg以下となる場合は、PCB汚染物に該当しないものと判断するものとする。こうしたPCBを含む油が自由液として明らかに存在していない場合としては、塗膜くず、少量の低濃度PCB汚染油が染み込んだもの(紙くず、木くず又は繊維くず)等とする。
3. 「重電機器等からの微量のPCBが検出された事案について」(環産発第040217005号)において、PCB廃棄物の該当性判断基準が示されている廃重電機器等については、従前どおりの基準を適用する。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条の4第5号ル(8)において定める特定の工場又は事業場で排出される汚泥、廃酸又は廃アルカリについても、従前どおりの運用とする。

(参考)重電機器等から微量のPCBが検出された事案について(環産発第040217005号)

重電機器等(変圧器等の重電機器及びOFケーブル)が廃棄物となった場合の取り扱い

1. 産業廃棄物処理業者にあつては、事業者から廃重電機器等処分を受託しようとする場合には、あらかじめ当該事業者に対してポリ塩化ビフェニル混入の可能性の有無について確認することとされたいこと。当該廃重電機器等について、ポリ塩化ビフェニルの混入が確認された場合には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物として適正に処分することができる者以外、処分を受託してはならないものであること。
2. 廃油もしくは金属くず等重電機器等由来の廃棄物であることが疑われる場合には、産業廃棄物処理業者にあつては、事業者に対し、その経歴を確認し、廃重電機器等由来であれば、1.のとおりポリ塩化ビフェニル混入の可能性の有無について確認することとされたい。
3. 廃重電機器等について、機器毎に測定した当該廃重電機器等に封入された絶縁油中のポリ塩化ビフェニル濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下であるときは、当該廃重電機器等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に該当しないものであること。
4. 分析のために試料を採取し、これを運ぶ場合、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル特別措置法の適用を受けないものであること。なお、分析のための試料の採取は分析に必要な最小限の量とし、分析後余った試料は、事業者に戻却することとされたいこと。

4. 許可を要する産業廃棄物処理施設

表5に設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可が必要な産業廃棄物処理施設の種類と規模を示します。

表5 種類及び規模

昭和46年政令第300号(令和5年12月1日政令第344号改正)

	種類	規模
中間処理施設	1 汚泥の脱水施設	処理能力が10m ³ /日を超えるもの
	2 汚泥の乾燥施設	処理能力が10m ³ /日を超えるもの ※天日乾燥施設は100m ³ /日を超えるもの
	3 汚泥の焼却施設	処理能力が5m ³ /日を超えるもの 処理能力が200kg/時以上のもの 火格子面積が2m ² 以上のもの ※PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
	4 廃油の油水分離施設	処理能力が10m ³ /日を超えるもの ※海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く
	5 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く)の焼却施設	処理能力が1m ³ /日を超えるもの 処理能力が200kg/時以上のもの 火格子面積が2m ² 以上のもの ※海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く
	6 廃酸、廃アルカリの中和施設	処理能力が50m ³ /日を超えるもの
	7 廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が5t/日を超えるもの
	8 廃プラスチック類の焼却施設	処理能力が100kg/日以上のもの 火格子面積が2m ² 以上のもの
	8-2 木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力が5t/日を超えるもの
	9 有害物質(政令第300号 別表第三の三)を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全てのもの
	10 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全てのもの
	10-2 廃水銀等の硫化施設	全てのもの
	11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全てのもの
	11-2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全てのもの
12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	全てのもの	
12-2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	全てのもの	
13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全てのもの	
13-2 産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号を除く)	処理能力が200kg/時以上のもの 火格子面積が2m ² 以上のもの	
14 産業廃棄物の最終処分場	特定有害産業廃棄物の埋立処分場(遮断型) 安定型産業廃棄物の埋立処分場(安定型) 遮断型・安定型以外の産業廃棄物の埋立処分場(管理型)	

5. 油分を含むでい状物の取扱いについて

環水企181・環産17(昭和51年11月18日公布)で、油分を含むでい状物の取扱いに係る運用について記されています。表6に分類と埋立処分の方法について示します。

表6 産業廃棄物分類上の取扱い(埋立処分)

産業廃棄物の種類	含有試験による濃度基準	埋立処分の方法
汚でいと廃油の混合物	油分おおむね5パーセント以上	あらかじめ、焼却設備を用いて焼却のこと。
汚でい(油分を含む汚でい)	油分おおむね5パーセント未満	(1) 覆土を十分に行う等、悪臭防止対策に努めること。 (2) 汚でいの性状、及び、埋立地の構造(浸出液の油水分離施設の設置の有無等)からみて、油分を含む浸出液により、環境が汚染されるおそれがある場合においては、あらかじめ、焼却等の処理を行うこと。

6. 中間処理施設の維持管理等に関する個別の基準

県条例で群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準が定められています。中間処理施設における処分ががれき類の破砕による場合は、中間処理施設の維持管理等に関する共通の基準の他に、一年に一回以上有害な重金属類の溶出試験及び石綿の含有試験を行い、基準値を遵守する必要があります。その項目と基準値を表7に示します。

表7 がれき類の破砕による場合における維持管理等に関する基準

項目	基準値(溶出試験による検液について)
カドミウム	0.003mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
石綿	0.1%以下(含有試験)

7. 肥料

肥料の公定規格「肥料の品質の確保等に関する法律(令和2年に「肥料取締法」から法題改正)」で「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」として設定されています。ここではその中より「汚泥肥料等(登録の有効期間が3年であるもの)」の規格を以下に抜粋します。なお、含有を許される有害成分の最大量とは、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量です。

表8 汚泥肥料等

昭和61年農告284号(令和6年農告1360号改正)

肥料の種類	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
汚泥肥料	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002 ニッケル 0.03 クロム 0.05 鉛 0.01	一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 二 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。
水産副産物発酵肥料	ひ素 0.005 カドミウム 0.0005 水銀 0.0002	一 上記同 二 上記同 三 上記同
硫黄及びその化合物	ひ素 0.005	植害試験の調査を受け害が認められないものであること。

Ⅱ. 土壌

1 土壌環境基準

(1) 土壌の汚染に係る環境基準(土壌環境基準)

土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準と達成期間等が定められています。

本基準は、土壌中の汚染物質が浸透水によって溶出し、その溶出された水を地下水として飲用に供される可能性があるとの想定の下、溶出水が公共水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に係る環境基準(以下、水質環境基準)及び地下水の水質汚濁に係る環境基準(以下、地下水環境基準)に適合したものになるようにするとの考え方で設定しています。

ただし、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他表1に示す物質の利用、または処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用されません。

表1に環境基準項目及び環境上の条件を示します。

(2) ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて平成11年環告第68号に、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が規定されています。ただし、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用されません。

ダイオキシン類は毒性の強さが異なるため、ダイオキシン類全体の毒性の強さを毒性等量(TEQ)で表わし、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1とした毒性等価係数を足し合わせた値が用いられています。

ダイオキシン類に係る水底の底質調査は、公共用水域において水質調査と原則同地点で行います。土壌調査では、調査指標値(250pg-TEQ/g)が設定されており、地域概況調査(土壌中のダイオキシン類の概況を把握するために実施する調査)で調査指標値以上の地点がある場合は、環境基準値未満であってもその周辺の土壌中のダイオキシン類濃度を把握するための調査を行います。調査指標値以上の地点では継続モニタリング調査によりダイオキシン類の濃度を把握する必要があります。

表2にダイオキシン類による水底の底質汚染と土壌汚染に係る環境基準値を示します。

表1 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	0.003 mg/L以下 (0.4mg/米1kg以下)
全シアン	検出されないこと
有機磷	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
銅	(125mg/kg未満)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下

平成3年環告46号別表(最終改正：令和2年環告44号)

項目	環境上の条件
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとします。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとします。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年環告46号別表の測定方法の欄に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。
4. 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルピメトン及びUEPNをいいます。
5. カドミウムは農用地において、米1kgあたりの含有量試験があります。含有量試験の環境上の条件を()内に示しました。
6. 砒素と銅は農用地(田に限る)において含有量試験があります。含有量試験の環境上の条件を()内に示しました。
7. 平成29年4月1日から1,4-ジオキサン、クロロエチレンが追加、平成31年4月1日からシス-1,2-ジクロロエチレンは、1,2-ジクロロエチレンに変更されました。
8. 農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準について(昭和59年環水土149号)及び、農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準の運用について(昭和59年環水土150号)により、亜鉛含有量を管理指標として定め、管理基準値は土壌(乾土)について120mg/kgと定められています。

表2 ダイオキシン類による水底の底質の汚染、土壌の汚染に係る環境基準

平成11年環告68号(最終改正：令和4年環告89号)

媒体	基準値
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1000pg-TEQ/g以下

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とします。
2. ダイオキシン類による水底の底質の汚染の調査においては、汚染範囲の確定のための詳細調査範囲を絞り込む場合のみ、底質のダイオキシン類簡易測定方法マニュアルに従った方法を含む簡易な測定方法を用いることができます。この場合は、その測定値に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を評価します。
3. 土壌のダイオキシン類簡易測定方法マニュアルに従った方法(以下、簡易測定方法)により測定した場合、その測定値(以下、簡易測定値)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を評価します。ただし、簡易測定方法は継続モニタリング調査には適用できません。
4. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとします。

2 土壤汚染対策法

(1) 土壤汚染対策法とは

「土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること」を目的として平成15年2月15日に施行されました。土壤汚染対策法の対象となる物質(特定有害物質)は、土壤に含まれることに起因して健康被害を生ずるおそれがあるものとして政令で26物質が定められています。

(2) 土壤汚染とは

人間の活動に伴って生じた汚染だけではなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。

土壤汚染のリスクとして以下の二つに分けて考えられています。これら健康リスクを管理するために、土壤汚染対策法では、土壤溶出量基準と土壤含有量基準を定めています。

- ・汚染土壤からの溶出に起因する汚染地下水の摂取等による健康リスク⇒土壤溶出量基準
- ・汚染土壤を経口摂取する等の直接摂取による健康リスク⇒土壤含有量基準

(3) 土壤汚染状況調査とは

土壤汚染による環境リスクの管理の前提として、土壤汚染に係る土地を的確に把握する必要があります。土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査を「土壤汚染状況調査」といい、以下の場合に調査が求められます。

・水質汚濁防止法に従って設置されている有害物質使用特定施設を廃止する場合
(※廃止した場合でも、その土地について予定されている利用の方法からみて、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないときは、法第3条第1項ただし書きの確認を受けることによって、その状態が継続する間に限り調査の実施を一時的に免除できる。)

・一定規模(既に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地で900m²以上、その他は3000m²)以上の土地の形質の変更の際に土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認める場合

・土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認める場合

土壤汚染対策法に基づく調査は、環境大臣や都道府県知事に指定された指定調査機関のみが行うことができます。指定調査機関は土壤汚染調査技術管理者を置き、技術管理者の指導・監督のもと調査を行います。

(4) 汚染土壤の管理と措置

都道府県知事等は、土壤汚染状況調査の結果報告を受けて、報告を受けた土地が人の健康に係る被害を生じさせるおそれ(周辺の土地で地下水の飲用があるか。人が立ち入ることができる土地かどうか。)の有無に応じて、以下の要措置区域または形質変更時要届出区域に指定します。なお、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超える物質がない場合は規制の対象外です。汚染土壤は適切に管理していく必要があり、汚染状況と土地の利用目的に応じた措置を行います。

① 要措置区域

土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、人の健康に係る被害が生じるおそれがある区域。汚染の除去等の措置が必要。

② 形質変更時要届出区域

土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないが、人の健康に係る被害が生じるおそれがない区域。汚染の除去等の措置は不要であるが、土地の形質変更時に都道府県知

事等に計画の届出が必要。

(5) 平成30年、31年に改正された主な改正点

① 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場(一時的免除中の土地を含む)の敷地内では土地の形質の変更面積が900m²以上の場合、届出が必要になる。

② 汚染の除去等の措置内容に関する計画書提出命令の創設

土地の所有者等に対して、都道府県知事への汚染除去等計画書の提出や措置完了時の報告等が義務化。

③ リスクに応じた規制の合理化

人の健康に係る被害が生じるおそれのない土地の形質の変更は、その施行方法等の方針についてあらかじめ都道府県知事の確認を受けた場合、工事ごとの事前届出に代えて年1回程度の事後届出とする。

自然由来等形質変更時要届出区域間の汚染土壤の移動ができる汚染状況を規定。

図1に土壤汚染状況調査及び要措置区域等の指定の流れを、表3に土壤汚染対策法で定められている特定有害物質及びその基準値等を示します。

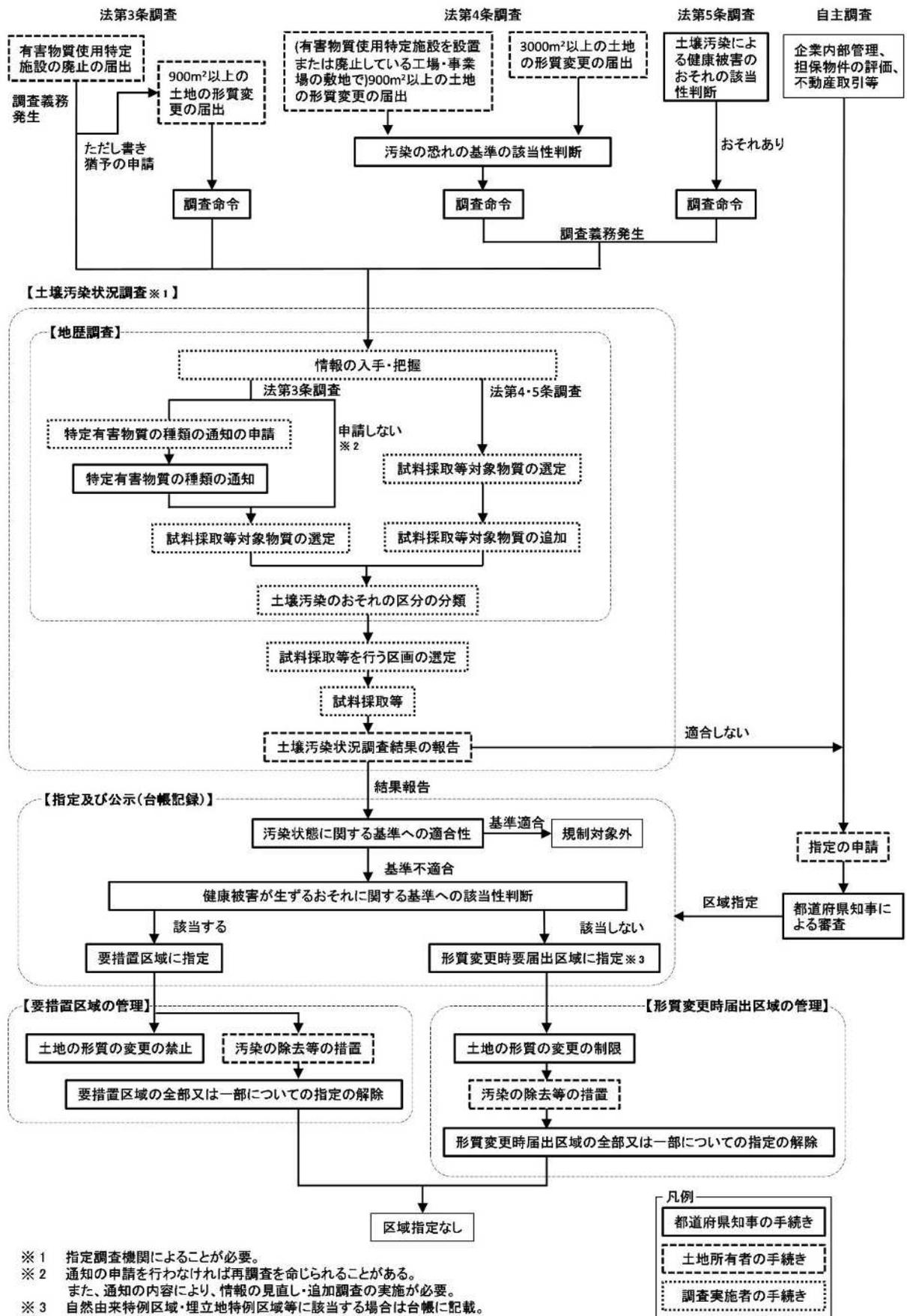


図1 土壤汚染状況調査及び要措置区域等の指定の流れ

表3 特定有害物質の種類と指定区域の指定基準等

土壌汚染対策法施行令 平成14年政令第336号(最終改正:令和5年政令第304号)
 土壌汚染対策法施行規則 平成14年環境省令第29号(最終改正:令和6年環境省令第17号)

区分 (則第1条 第5条)	基 準 (要 件)			
	特定有害物質の種類 (令第1条)	地下水基準 (則第7条第1項, 別表第2) 土壌溶出量の指定基準 (則第31条第1項, 別表第4)	土壌含有量の指定基準 (則第31条第2項, 別表第5)	第2溶出量基準 (則第9条第1項第2号, 別表第3 : 土壌の処理方法関連の基準)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002mg/L以下	—	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.02mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.04mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.4mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.02mg/L以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.2mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.1mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	3mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.06mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.1mg/L以下
	ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.1mg/L以下
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45mg/kg以下
六価クロム化合物		0.05mg/L以下	250mg/kg以下	1.5mg/L以下
シアン化合物		検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg以下	1mg/L以下
水銀及びその化合物		0.0005mg/L以下 (アルキル水銀不検出)	15mg/kg以下 (-)	0.005mg/L以下 (アルキル水銀不検出)
セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.3mg/L以下
鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.3mg/L以下
砒素及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.3mg/L以下
ふっ素及びその化合物		0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	24mg/L以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003mg/L以下	—	0.03mg/L以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.2mg/L以下
	チウラム	0.006mg/L以下	—	0.06mg/L以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—	0.003mg/L以下
	有機リン化合物	検出されないこと	—	1mg/L以下

1. 分解生成物を生成する物質については、その分解生成物も調査の対象となります。
2. 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びUEPNのことをいいます。
3. 平成29年4月1日からは、特定有害物質にクロロエチレン(別名:塩化ビニル、塩化ビニルモノマー)が追加、平成31年4月1日からシス-1,2-ジクロロエチレンは、1,2-ジクロロエチレンに変更になりました。

3 宅地造成及び特定盛土等規制法

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月26日に施行されました。

都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定します。規制区域内で盛土等を行う場合はあらかじめ許可を受ける必要があり、盛土等が行われた土地は所有者等が安全に保つ責務があります。

群馬県では県内全域、高崎市及び前橋市は各々の市内全域を規制区域に指定しています。

群馬県及び前橋市は令和7年5月26日から運用を開始します。

高崎市は、令和7年4月1日から運用を開始しており、高さ15m以上または3000m³以上の盛土を行う場合は搬出元で土壌の汚染調査を行い、土壌汚染対策法施行規則で定める基準に適合していることを証明する必要があります。基準値は、前述の表3の通りです。

4 土砂等による埋め立て等の規制に関する条例

土砂等の埋め立て等に係る必要な規制を行うことにより、土壌の汚染や災害の発生を未然に防ぎ、生活環境の保全や住民の安全に資することを目的として、自治体ごとに「土砂等による埋め立て等の規制に関する条例」(通称、土砂条例又は残土条例)が定められています。

群馬県では、土壌の汚染に係る環境基準に準じて、群馬県土砂等による埋め立て等の規制に関する条例施行規則に定めた基準に適合しない土砂等による埋め立てを禁止しており、3000m²以上の埋め立てを行うには知事の許可が必要です。また、一部の市町村では3000m²未満の埋め立てであっても、各市町村条例により市町村長の許可が必要となり、各市町村条例の定める土壌基準を満たすかどうか調査する必要があります。

表4に群馬県、群馬県内の各市町村、及び埼玉県の土砂条例の概要を、表5及び表6にそれら各自治体の土砂条例または盛土規制法における調査項目及び基準値を示します。

なお、中核市(高崎市及び前橋市)と県土砂条例の適用除外を受けている藤岡市、板倉町及び邑楽町は、県土砂条例が適用されません。

高崎市では「宅地造成及び特定盛土等規制法」による規制を開始したことに伴い、「高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例」は廃止となりました。

表4 各自治体における土砂条例の概要 1(令和7年5月現在)

自治体名	群馬県	安中市	伊勢崎市
適用条件	3000㎡以上	500㎡以上、3000㎡未満	1000㎡以上、3000㎡未満
許可申請前	事前協議等	—	要事前相談
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告
	その他条件	—	小規模特定事業の許可申請は60日前まで、一時仮置き事業は土砂等の搬入開始の10日前までに届出
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごとに、搬入日の10日前までに届出	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごとに、搬入日の10日前までに届出
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は知事の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は市長の定める日までに報告。
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	調査検体数	1ha未満は2検体、1ha以上は+1ha毎に+1検体、10ha以上は12検体以上	1検体
	試料の採取方法	区域ごとに中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヶ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヶ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 2(令和7年5月現在)

自治体名	板倉町	邑楽町	太田市
適用条件	500㎡以上、隣接又は近接する土地において事業区域との合算した面積が500㎡以上	500㎡以上、同一の者が隣接又は近接する土地において1年以内に埋め立て等を行っている場合は合算した面積が500㎡以上	1000㎡以上、3000㎡未満
許可申請前	事前協議等	—	—
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	町長が必要と認める場合必要	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告
	その他条件	事業連帯保証人及び隣接する地権者の同意書が必要	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	1回	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごとに、搬入日の10日前までに届出
	調査項目	調査項目2(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	試料の採取方法	—	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—
	その他条件	—	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	1回以上	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡(町長が認める場合は10000㎡)を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は町長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目2(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	調査検体数	—	1ha未満2、その後1haごとに+1、10ha以上12検体
	試料の採取方法	—	中央及び中央から四方へ5～10mの4地点を採取し、等量混合
	提出物	—	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り
	その他条件	—	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 3(令和7年5月現在)

自治体名	片品村	川場村	神流町	
適用条件	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	
許可申請前	事前協議等	—	—	
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告
	その他条件	—	—	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごとに、搬入日の10日前までに届出	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が1000㎡を超えるごとに、搬入日の10日前までに届出
	調査項目	調査項目3(測定方法指定有)	調査項目4(測定方法指定有)	調査項目5(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は村長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が1000㎡を超えるごとに30日以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は村長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が1000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は町長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目3(測定方法指定有)	調査項目4(測定方法指定有)	調査項目5(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 4(令和7年5月現在)

自治体名		甘楽町	桐生市	渋川市
適用条件		500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満 または搬入容積1000㎡以上	500㎡以上、3000㎡未満
許可申請前	事前協議等	—	必要	事前相談推奨
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	不要、ただし搬入前に地質分析結果提出	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出
	その他条件	—	—	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が1000㎡を超えるごとに、搬入日の10日前までに届出	土砂の採取場所ごと及び搬入量が3000㎡までごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごと
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目6(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	検体試料採取調書 地質分析結果証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	—	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が1000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時市町長の定める日までに報告	特定事業開始から180日ごと(一時堆積事業の場合は90日ごと)	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時市長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目6(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 地質分析結果証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 地質分析結果証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	—	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	特定事業開始から180日ごとに180日を超えた日から7日以内に使用土砂量を報告 一時堆積事業の場合は90日ごとに搬入量・排出量を報告 要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 5 (令和7年5月現在)

自治体名	下仁田町	昭和村	榛東村	
適用条件	500m ² 以上、3000m ² 未満	500m ² 以上、3000m ² 未満	500m ² 以上、3000m ² 未満	
許可申請前	事前協議等	—	事前相談推奨	
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告
	その他条件	—	—	
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が1000m ³ を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと
	調査項目	調査項目4(測定方法指定有)	調査項目4(測定方法指定有)	調査項目6(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が1000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は町長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は村長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は村長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目4(測定方法指定有)	調査項目4(測定方法指定有)	調査項目6(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 6 (令和7年5月現在)

自治体名	高山村	館林市	玉村町	
適用条件	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	
許可申請前	事前協議等	—	—	
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出、小規模特定事業許可に関する届出書を提出する場合は、有害物質使用特定施設を設置している、または土壌汚染対策法のただし書の確認を受けている土地由来の埋め立てを行う場合は、土壌基準に適合していることを証する書面を許可申請書に提出	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出
	その他条件	—	—	
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごと
	調査項目	調査項目6(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は村長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は市長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は町長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目6(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎回帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 7(令和7年5月現在)

自治体名	千代田町	富岡市	中之条町
適用条件	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満	500㎡以上、3000㎡未満
許可申請前	事前協議等	—	要事前相談
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果提出
	その他条件	—	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000㎡を超えるごと
	調査項目	調査項目7(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は町長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000㎡を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は市長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目7(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 8 (令和7年5月現在)

自治体名	沼田市	藤岡市	前橋市
適用条件	500m ³ 以上、3000m ³ 未満	高さ1mを超える土地の埋立て、盛土(一時的な積事業を含む)及び高さ2mを超える土地の切土で、事業区域の面積(別の事業区域と隣接する場合は合算した面積)が1000m ² 以上	1000m ³ 以上
許可申請前	事前協議等	—	必要(500m ³ 以上1000m ³ 未満の場合も要事前相談)
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	市長が必要と認めるとき一般有害物質の水質検査書提出
	その他条件	—	許可申請時土地周辺関係者との協定の写しを提出
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと	—
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	—
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	—
	試料採取時の立ち会い	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	—
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が1000m ³ を超えるごとに30日以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は市長の定める日までに報告	事業開始日から180日ごと(市長が必要と認める場合は事業開始日から30日以内、一時堆積事業の場合は90日ごと)、必要に応じて開始から30日以内に1回目の検査を行い、実施した日から7日以内に報告
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目1(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	事業区域を3000m ² 以内の区域に等分して区域ごとに1試料
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 地質分析結果証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	—
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎回帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを記載し、事業開始から180日ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 9 (令和7年5月現在)

自治体名	吉岡町	みどり市	みなかみ町
適用条件	500m ³ 以上、3000m ³ 未満	500m ³ 以上、3000m ³ 未満(同一事業者が1年以内に隣接・近接地で埋立て等が行われる場合は合算値が500m ³ 以上)、500m ³ 未満で1000m ³ 以上	500m ³ 以上、300m ³ 未満埋め立て等を用いる土砂は町長が特別な理由があると認める場合を除いて群馬県内で発生したもの
許可申請前	事前協議等	—	必要、近隣住民への説明会開催
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告
	その他条件	—	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が3000m ³ を超えるごと
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目7(測定方法指定有)
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は町長の定める日までに報告	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が3000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時に検査は市長の定める日までに報告
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目7(測定方法指定有)
	調査検体数	1検体	1検体
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書
	試料採取時の立ち会い	有り	有り
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査

表4 各自治体における土砂条例の概要 10(令和7年5月現在)

自治体名		明和町	埼玉県
適用条件		500m ³ 以上、3000m ³ 未満	500m ³ 以上の土砂の排出、3000m ³ 以上の堆積 毛呂山町、嵐山町、桶川町、鳩山町は各条例に従う
許可申請前	事前協議等	—	—
	許可申請前の調査(申請書に調査結果添付)	不要、ただし搬入10日前までに土壌検査結果報告	—
	その他条件	—	—
搬出元の調査(土壌等検査)	調査頻度	排出の場所ごと及び、同一の排出場所からの搬入量が5000m ³ を超えるごと	—
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	—
	試料の採取方法	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	—
	試料採取時の立ち会い	—	—
	その他条件	性状は第1種～第3種建設発生土に該当すること	—
事業地内の調査(土壌等検査)	調査頻度	搬入開始日・前回の検査日から6ヶ月または、搬入量が5000m ³ を超えるごとに1ヶ月以内に報告、特定事業の完了・廃止・休止時は町長の定める日までに報告	搬入開始日から6ヶ月ごと、完了、廃止時に報告
	調査項目	調査項目1(測定方法指定有)	調査項目10
	調査検体数	1検体	900m ² ごとに1検体以上
	試料の採取方法	中央及び中央から四方へ5～10mの5地点を採取し、等量混合	5地点混合法(表層、5～50cmの土壌を等量混合)
	提出物	採取地点の位置図 現場写真 検体試料採取調書 土壌検査証明書	たい積に係る土地の汚染調査結果届出書
	試料採取時の立ち会い	有り	—
	その他条件	搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3ヵ月ごとに報告 排水がある場合は、要水質検査	3ヶ月ごとに搬入場所ごとの終了などを定期報告

表5 調査項目及び基準値 1(令和7年5月現在)

項目	調査項目1	調査項目2	調査項目3	調査項目4
	群馬県、安中市、伊勢崎市、邑楽町、太田市、甘楽町、渋川市、館林市、玉村町、富岡市、沼田市、藤岡市、吉岡町、みなかみ町、明和町	板倉町	片品村	川場村、下仁田町、昭和村
カドミウム	0.003mg/L以下	0.01mg/L以下 (0.4mg/米1kg未満)	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
有機燐(*1)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
銅	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	—	—	—
水素イオン濃度(pH)	—	—	—	—

1. 有機燐(*1)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びUPNをいいます。
2. 注記のないものは溶出量試験における基準です。
3. 調査項目1～4の砒素と銅は土地利用目的が農用地(田に限る)の場合において含有量試験があります。含有量試験の基準値を()内に示しました。
4. 調査項目2のカドミウムは土地利用目的が農用地(田に限る)の場合において米1kgあたりの含有量試験があります。含有量試験の基準値を()内に示しました。

表5 調査項目及び基準値 2(令和7年5月現在)

項 目	調査項目5	調査項目6	調査項目7	調査項目8
	神流町	桐生市、榛東村、 高山村	千代田町、みどり市	中之条町
カドミウム	0.01mg/L以下	0.003mg/L以下	0.01mg/L以下	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
有機磷(*1)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
PCB	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
銅	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)	(125mg/kg未満)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	—	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.01mg/L以下	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
水素イオン濃度(pH)	—	—	—	—

1. 有機磷(*1)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNをいいます。
2. 注記のないものは溶出量試験における基準です。
3. 調査項目5～8の砒素と銅は土地利用目的が農用地(田に限る)の場合において含有量試験があります。含有量試験の基準値を()内に示しました。

表5 調査項目及び基準値 3(令和7年5月現在)

項 目	調査項目9
	前橋市
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
有機燐(*1)	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下 (15mg/kg未満)
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
銅	(125mg/kg未満)
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
水素イオン濃度(pH)	4以上9未満

1. 有機燐(*1)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNをいいます。
2. 注記のないものは溶出量試験における基準です。
3. 調査項目9の砒素と銅は土地利用目的が農用地(田に限る)の場合において含有量試験があります。含有量試験の基準値を()内に示しました。

表6 調査項目及び基準値 4(令和7年5月現在)

項目	調査項目10	
	埼玉県	
	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45mg/kg以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
シアン化合物	検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下 アルキル水銀は 検出されないこと	15mg/kg以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下
シマジン	0.003mg/L以下	—
クロロエチレン	0.002mg/L以下	—
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—
チウラム	0.006mg/L以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—
ベンゼン	0.01mg/L以下	—
PCB	検出されないこと	—
有機りん化合物	検出されないこと	—
ダイオキシン類	—	1,000pg-TEQ/g

1. で囲んだ箇所が事業地内の調査での必須項目ですが、他の基準が超えて良いということではありません。また、必須項目以外にも調査が必要と認める物質で、知事(埼玉県)が通知したものは調査の対象となります。
2. 埼玉県は知事が通知した場合は溶出量調査も必要となります。
3. 有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNをいいます。
4. 調査項目10目及び基準値は土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきます。